

上原記念生命科学財団 2022年度
ポストドクトラルフェローシップⅠ（留学期間：1年以上）募集要項

<p>1. 助成対象課題</p>	<p>健康の増進、疾病の予防および治療に関連する以下の諸分野の研究</p> <p>【生命科学部門】</p> <p>(A) 東洋医学、体力医学、社会医学、栄養学、薬学一般</p> <p>(B) 基礎医学（上記以外）</p> <p>(C) 臨床医学（ 〃 ）</p> <p>【生命科学と他分野との融合部門】</p> <p>(D) 生命科学と情報学、工学、材料学などとの融合領域</p>									
<p>2. 助成対象者</p>	<p>下記の諸条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者、又は日本への永住が許可されている者</p> <p>(1) 1989年4月1日以降出生の者、 但し医学部等6年制学部卒業者は1987年4月1日以降出生の者</p> <p>(2) 博士号を有するか、または2023年4月までに取得見込の者</p> <p>(3) 当財団の助成期間中の年収*が300万円以下の者 ※給与に奨学金や助成金が補填されている場合はそれらを含まない。</p> <p>(4) 2023年1月1日から12月31日の間に立出、1年以上の海外留学を受け入れる大学等学術研究機関が決定している者（2022年内に立出する者も2023年12月31日以降まで留学が決定している場合は対象とする）。 または、既に留学中で2023年12月31日以降まで留学が決定している者（但し、募集開始時点で海外留学が2年未満であること）。</p> <p>なお、以下の者は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に当財団の海外留学助成金を受領した者 ・2023年12月31日までに帰国予定の者 ・学生として海外の大学又は大学院へ留学する者 ・通算2年以上研究留学の経験がある者 ・民間企業に所属する研究者 <p>また、日本学術振興会や国内外を問わず、他機関・他財団の大型助成（250万円以上）との重複受領は認めない。</p>									
<p>3. 助成金額 および件数</p>	<p>渡航費および滞在費1年分として、1件600万円以内とする。※下記表を参照 総助成件数はポストドクトラルフェローシップⅡと合わせて約30件の予定。</p> <p>【1件あたりの助成金額の上限】</p> <table border="1" data-bbox="411 1742 1406 1912"> <thead> <tr> <th></th> <th>家族同伴者</th> <th>単身赴任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成決定後に立出する者</td> <td>600万円</td> <td>540万円</td> </tr> <tr> <td>既に留学中・年内立出の者</td> <td>560万円</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、2023年1月以降新たに立出、2年以上の受入が確定している者で希望者の中から選考段階での成績優秀者（若干名）に対し、2年間の助成を行う。（但し、2年目の助成額は上表「既に留学中・年内立出の者」の金額を上限とする。）</p>		家族同伴者	単身赴任者	助成決定後に立出する者	600万円	540万円	既に留学中・年内立出の者	560万円	500万円
	家族同伴者	単身赴任者								
助成決定後に立出する者	600万円	540万円								
既に留学中・年内立出の者	560万円	500万円								

4. 助成期間	出立月より1年間。但し、既に留学中の者および年内出立の者の助成期間は2023年1月から1年間とする。
5. 助成金の使途	渡航費および渡航先で使用する滞在費とする。(年内出立および既に留学中の者は滞在費のみとする。) ※研究費や学会参加費あるいは学会参加に伴う交通費には使用できない。
6. 推薦者	原則として申請者の在籍している機関からの推薦とし、「1. 助成対象課題」における 【生命科学部門】 において、1推薦者につき1件 【生命科学と他分野との融合部門】 において、1推薦者につき1件 ^(注) とする。 (注) 生命科学と他分野との融合部門については、ポストドクトラルフェローシップⅡと合わせて1推薦者につき1件とする。(Ⅰ、Ⅱそれぞれ1件ずつは認めない。) (1) 大学関係 総合大学：大学院研究科長(または学部長) (注1) 同一の研究科、学部の場合はいずれか1件の推薦とする。 (注2) 大学附属病院に所属の場合、原則医学研究科長(医学部長)の推薦とする。 単科大学：学長 財団が承認した大学附置研究所等：代表責任者 大学共通組織(研究センター、研究施設等)：学長 (2) 大学以外の研究機関：当財団が承認した研究機関の代表責任者 (3) 申請時すでに留学中の者：留学先研究室の長(PI相当) 注) 1研究室につき1件とする
7. 応募方法	当財団ホームページ(https://www.ueharazaidan.or.jp)の助成金Web申請のページより応募する。 ※応募時には留学先からの受入承諾書が必要(詳細はホームページ記載の「受入承諾書について」参照)
8. 応募締切日	2022年9月2日(金)
9. 選考方法	当財団選考委員会において選考し、理事会で決定する。 なお、採否の理由については一切開示しない。
10. 採否の通知	2022年12月14日(予定)に採択者をホームページに掲載の上、採択通知を郵送する。(内定者には11月に収入状況の確認を行う。) なお、2年間助成の採否についても同時に通知する。
11. 留学助成金の交付	2023年1月以降、1年分を一括振込みする。 但し、その贈呈式は2023年3月10日に行う。
12. 報告の義務	助成期間終了時に収支決算報告書および研修経過報告書を当財団に提出する。
13. その他	(1) 申請書に記載の個人情報、選考手続・選考委員への提供並びに選考結果の連絡および公表等に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。 (2) 申請書は採否に関らず一切返却しない。 (3) 当財団は助成金受領者の研修経過報告書を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。 また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできる。 (4) 虚偽の申請や報告を行った場合、或いは、受領した助成金によって実施された研究に関して不正行為があった場合には、助成金の返金を求めることがある。
14. 照会先	公益財団法人上原記念生命科学財団 〒171-0033 東京都豊島区高田3丁目26番3号 E-mail: mail85@ueharazaidan.or.jp